

地域貢献活動企業 登録要領

◇目的

社会福祉協議会は、企業が地域貢献や社会貢献活動を実施しやすいように情報提供や企業や地域のニーズに合わせた活動調整をおこなう事により、地域福祉の向上を図るとともに、市内の支え合い活動の推進を図ることを目的とする。

◇登録手続き

社会福祉協議会に登録を希望する企業は、次の書類を提出するものとする。

- ①企業登録申込書
- ②企業の事業内容が分かる資料

◇登録の要件

企業は登録を申込み際、原則的に次の要件を満たしている必要がある。

- ①主に泉佐野市内を拠点とした活動で地域・社会貢献を目的としている。
- ②営利を目的とした活動及び有償の活動ではないこと。
- ③活動そのものが、政治的・宗教的でないこと
- ④反社会勢力と関係をもっていないこと
- ⑤その他社会通念上地域・社会貢献活動と認められるものであること

◇登録の期間及び更新

登録の期間は年度単位とする。なお登録の更新は次の書類の提出をもって行なうこととする。

- ①企業登録申込書

◇登録企業に対する支援内容

社会福祉協議会は登録した企業に対し、次の支援を行なう。

- ① 活動関係資材の貸出
- ② 情報の提供
- ③ 活動相談
- ④ その他

◇社会福祉協議会からの依頼

社会福祉協議会は登録した企業に対し、次に掲げる事項を依頼することがある。

- ①社会福祉協議会で行なうコーディネートに基づく活動依頼
- ②社会福祉協議会で開催する行事等への参加
- ③その他

◇登録の取り消し

登録企業は登録を取り消す場合、社会福祉協議会に届出をしなければならない。また、次の場合は企業からの届出に関わらず社会福祉協議会において協議のうえ登録を取り消すことができる。

- ①登録要件に満たないことが確認された場合
- ②登録更新時に必要書類が提出されない場合
- ③暴力行為・迷惑行為・法律に違反した場合
- ④その他

附則

この要領は、令和8年5月19日から施行する。